

(第二部)

第一回参議院治安及び地方制度委員会會議録第十号

付託事件

- 地方分権の確立に関する陳情(第二十三號)
- 經濟緊急対策中、料理飲食店の措置に関する陳情(第二十九號)
- 料理飲食店の措置に関する陳情(第三十五號)
- 料理飲食店の休業に伴う露炊營業に對する措置に関する陳情(第三十七號)
- 地方自治運盟の即時解散に関する陳情(第三十九號)
- 地方分権の確立に関する陳情(第五十四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第一百十三號)
- 地方公共團體職員給与に関する陳情(第一百二十二號)
- 地方公共團體職員の暫定加給國庫補助その他に関する陳情(第一百三十五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第一百三十七號)
- 特別市制實現に関する陳情(第一百四十四號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第一百五十七號)
- 道路交通取締法案(内閣提出、衆議院送付)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第一百六十五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第一百八十號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第一百八十六號)

- 特別市制實現に関する陳情(第一百八十九號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第一百九十四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第一百九十六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第一百九十七號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第一百九十八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第一百九十九號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百零二號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百零三號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百零四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百零五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百零六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百零七號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百零八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百零九號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百一十號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百一十一號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百一十二號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百一十三號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百一十四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百一十五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百一十六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百一十七號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百一十八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百一十九號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百二十號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百二十一號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百二十二號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百二十三號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百二十四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百二十五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百二十六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百二十七號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百二十八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百二十九號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百三十號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百三十一號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百三十二號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百三十三號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百三十四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百三十五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百三十六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百三十七號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百三十八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百三十九號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百四十號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百四十一號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百四十二號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百四十三號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百四十四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百四十五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百四十六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百四十七號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百四十八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百四十九號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百五十號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百五十一號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百五十二號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百五十三號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百五十四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百五十五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百五十六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百五十七號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百五十八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百五十九號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百六十號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百六十一號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百六十二號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百六十三號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百六十四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百六十五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百六十六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百六十七號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百六十八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百六十九號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百七十號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百七十一號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百七十二號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百七十三號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百七十四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百七十五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百七十六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百七十七號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百七十八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百七十九號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百八十號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百八十一號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百八十二號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百八十三號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百八十四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百八十五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百八十六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百八十七號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百八十八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百八十九號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百九十號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百九十一號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百九十二號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百九十三號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百九十四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百九十五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百九十六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百九十七號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百九十八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百九十九號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百號)

- 特別市制實現に関する陳情(第三百零二號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百零三號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百零四號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百零五號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百零六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百零七號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百零八號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百零九號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百一十號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百一十一號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百一十二號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百一十三號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百一十四號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百一十五號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百一十六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百一十七號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百一十八號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百一十九號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百二十號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百二十一號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百二十二號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百二十三號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百二十四號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百二十五號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百二十六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百二十七號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百二十八號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百二十九號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百三十號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百三十一號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百三十二號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百三十三號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百三十四號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百三十五號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百三十六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百三十七號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百三十八號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百三十九號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百四十號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百四十一號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百四十二號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百四十三號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百四十四號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百四十五號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百四十六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百四十七號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百四十八號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百四十九號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百五十號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百五十一號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百五十二號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百五十三號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百五十四號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百五十五號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百五十六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百五十七號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百五十八號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百五十九號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百六十號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百六十一號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百六十二號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百六十三號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百六十四號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百六十五號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百六十六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百六十七號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百六十八號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百六十九號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百七十號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百七十一號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百七十二號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百七十三號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百七十四號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百七十五號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百七十六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百七十七號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百七十八號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百七十九號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百八十號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百八十一號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百八十二號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百八十三號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百八十四號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百八十五號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百八十六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百八十七號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百八十八號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百八十九號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百九十號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百九十一號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百九十二號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百九十三號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百九十四號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百九十五號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百九十六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百九十七號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百九十八號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百九十九號)
- 特別市制實現に関する陳情(第四百號)

三百九十六號)
 ○地方財政及び地方行政に関する調査承認要求に関する件
 昭和二十二年十月九日(木曜日)午前十時二十六分開會
 本日の會議に付した事件
 ○道路交通取締法案
 ○地方財政及び地方行政に関する調査承認要求に関する件
 ○委員長(吉川末次郎君) これより常任委員會を開會いたすことといたしました。本日は先般來豫備審査をいたしておりました道路交通取締法案が衆議院で修正可決されました。こちらの方向へ回付されて来たわけでありまして、でき得ますならば、本日中午に質疑討論を、更に進めまして採決をする時間があれば、採決するところまで進みたいと思っております。尚それが済みまして後で、先般お話ししておりました地方財政及び地方行政の中央調整機關の問題につきまして、小委員會を作ること等に関聯しまして御審議を願いたいと思っております。

それでは先づ先に道路交通取締法案の、衆議院より回付されて参りました修正案、皆さんのお手許にすでに届いていることかと思ひますが、念のため私から申し上げますと、最後の附則の第一行のところは、「この法律施行の期日は、政令でこれを定める」と最初の案にありますのを、「この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。」このように衆議院で修正して回付して参つたのであります。その外の點は變つたところはないようであり、それでは先づ、この衆議院の修正に對する當局的意向を一應聴取して置く必要があると思ひます。内務省公安第二課長の原さんから御説明があるところでありますが、發言を許可してよろしくございますか。
 (異議なしと呼ぶ者あり)
 ○委員長(吉川末次郎君) それではどうぞ。
 ○説明員(原文兵衛君) 衆議院で、附則の法律の施行の期日を政令で定めるようになつておりましたのを、「昭和二十三年一月一日から、これを施行する。」と修正いたされましたのは、法律の施行の期日は政令で決めるのはいけないというふうな申入れが關係方面からありまして、その通りでありまして、又この法律の施行の期日を定める法律を作るという二重の結果になりますので、一つはこの法律は現在道路交通の取締に根據となつておられるところの、道路取締令、自動車取締令、並びに各府縣令である道路取締規則、これらが今年一杯でその效力を失うということになりますので、大體来年の一月一日から施行したいというふうな考へておつたのであります。實は自動車取締令にありましたが、實は自動車の構造、装置並びに車輛検査の點が、運輸省關係の道路運送法案の中に入れられて、こちらからは除か

れたことは前に御説明した通りであります。その關係で運輸省關係の道路運送法案との道路交通取締法案を同時に施行しなければならぬというようなこともありまして、一應施行の期日を政令でお互いに連絡をとつて定めようというふうに當面なつておつたのであります。先程言いましたように、施行の期日は法律で決めなくてはいかんということになりまして、衆議院の方からそのようなお話もありましたので、私の方としては運輸省と連絡をとりました。運輸省の方も只今委員会で審議中でありまして、同じく法律施行の期日を道路運送法案において、昭和二十三年一月一日から修正されるという話合がございましたので、衆議院の方にもそのように修正して頂く方が、こちらとしても改めて又施行についての法律を出す必要もなくなりまして、はつきりして結構なことでありますから、さうお願いした次第であります。

○委員長(吉川末次郎君) 尙本法案について御質疑のある方は御發言願いたいと思ひます。

○岡本愛祐君 二、三お尋ねいたします。まず第一條に「道路における危険防止及びその他の交通安全を圖る」と云ふとありますが、その他の交通安全といふのは具體的にどんな事柄を豫想しておられるか、それをお尋ねいたします。

それから第二點といたしまして、これは打合せのときにも質問いたしました御答辯があつたのですが、この第二條の四項に「車馬とは、牛馬及び踏車をいふ。牛馬とは、云々、踏車とは、

人力、畜力その他の動力により運轉する軌道車又は小兒車以外の車をいふ。」というわけで、小兒車ということが出て來て居るので、ところが、それ以後には小兒車といふものは全然出て來ていない。そこで小兒車は道を歩くのか、第三條によつて左側を歩くのか、ということも分らん。又四條において「歩道と車道の區別のある道路においては、歩行車又は車馬は、その區別に従つて通行しなければならぬ。」とあるところが、軌道車の方は勿論軌道によつて動くのだから分りますが、小兒車は當然歩行者に包含するのだというやうな答へでしただけでも、何かそこに一抹劃切れない點があるのです。小兒車を歩行者が押して歩くから歩行者とみなすとかいふやうな、何か條文が少し足りないやうに思ひますが、法文の形としては少しずいといふところがあるのぢやないかと思ひます。その點をお尋ねしたいと思ひます。

それから第九條第三項に「都道府縣知事は、運轉免許を受けた者が不具履疾者となり、又は故意過失により交通事故を起したときその他特別の事由の生じたときは、いふやうな、その「特別の事由」といふのはどういふことを豫想しておられるのか。又そのあとに「又は必要な處分」とありますが、これはどういふことをするののか。それもお尋ねしておきます。

それから第十條第四項に、「都道府縣知事は、自動車道で運轉する自動車について、第一項乃至前項の規定にかかわらず、最高速度の制限を定めることができる。」とありますが、この「最高速度の制限」といふのは、専用の自

動車道ですら早く速度の制限を定めることを豫想しておられるのだらうと思ひますが、或いは専用自動車だけども、險しい危ない所など速度の制限を運くするということも豫想しておられるのか、その點を念のためにお尋ねいたします。

○説明員(原文兵衛君) 第一點の、第一條の「危険防止及びその他の交通安全を圖ること」と云々とありますのは、危険防止が事故防止の原則であります。が、實は交通の事故防止……消極的な事故防止だけでなく、廣い意味では事故防止になるかも知れませんが、交通の圓滑を圖るといふやうな意味も若干この法案に含まれて居るのであります。それは事故防止のためだけであるならば、即ち危険防止のためだけであるならば、自動車は一番遅いスピードで走つたらどうか。例えば時速五キロとか十キロとか、歩行者と同じやうなスピードで走つたら、これは殆んど危険はないのぢやないか。或いは危険防止だけのためであるならば、交叉點における信號の方法、例えば一方の通行を十分間やらせ、さうしてそれをびたつと止めて、他の方向の交通の流れを十分間流させる。それでも危険防止のためだけならば或いは目的を達するかも知れないのであります。それではいわゆる交通の圓滑を申しますか。そういう方が全然無視されてしまふ。交通の圓滑が無視されずと、やはり廣い意味では危険防止ということも事故の原因となることでもあります。直接にはやはり交通の圓滑は防止されるのだらうと、この交通の安全といふのは、むしろこの安全といふところに交通の圓滑化も含めるといふやうな意味を含めておるのであります。たゞ實はこの法律に使われず言葉は、そのまま交通方法の教育といひますか、或いは標語といふやうなものに使われず、交通安全であるとか、或いは危険防止といふのが直ぐさういふに役立つか。又さういふに役立つか一般の方々の交通知識の向上といふことを圖りたいと思ふ點も含まれておる。と、交通の圓滑といふことを圖るといふことがどうもびたり行きませんので、さういふ意味も含めまして「交通の安全」といふふうに書いておるのでございます。

それから二條で、小兒車以外の車といつて、小兒車はその後さつぱり出て來ないといふお話、誠に御尤もなものであります。これは四條における歩道、車道の通行の區分、横斷その他必要な事項を命令で定める、その命令の中に小兒車の通行の方法を規定いたしました。この法律とその命令とを……實はこの法律につきましても、最初に御説明したかと思ふのであります。が、法律に書いてあることも、殆んど命令には成るべく擧げたいといふふうに考へておりました。さうして命令だけ、大體その命令を讀めばその目的を達する。交通に関する規則を知ることができるといふふうにしたいと思つておるのでございまして、命令の方にはその點を細部に亙つて詳しく書きますので、まあ法文としてこの法律だけを見ますと、何かさうさうとおかしいやうな感じを確かに與えられるのであります。實質上は不便のないやうにいたす、といふふうに命令の方を準備しております。

それから運轉免許の取消し若しくは停止處分、その他必要な處分をする場合に於ける特別な事由を生じたときといひます。これは、運轉者が事故を起さなくても、或いは不具履疾になりませんでも、この法律に始終違反して居る、例えば無謀な操縦を何回も繰り返して居るやうな運轉者につきましても、事故が起きなくても、さういふ運轉者に對して運轉免許を取消すといふやうなことを豫定しておるのであります。それからその項の最後にありますところの「取り消し若しくは停止し、又は必要な處分」との「必要な處分」と申しますのは、運轉免許を一定期間、例えば三月なり半年なりという期間中に、或いは期間を限らずに若干時日停止をして置かして、その停止期間中に、指定して居るところの自動車學校に入學せよとか、或いは講習會を開いてその講習を受けさせる。さうして何時講習を受けたら又運轉免許を復活してやるというやうな、さういふ特別に必要な處分をした。まあ停止中に再教育をする。さういふ再教育の處分をするといふことを豫定しております。

それから自動車道の最高速度でございしますが、これは自動車道は主に自動車のみを使用する道路であります。一般道路におきまして時速三十二キロの制限でありますならば、自動車道におきましては時速五十キロの制限をいふやうにまでその制限を高めるといふやうなことを豫定して居るのであります。その場合におきまして見通しの

小學校児童並に中等學校の下級生とい

はさういふ際にさういふ可能であり

はさういふ際にさういふ可能であり

はさういふ際にさういふ可能であり

小學校児童並に中等學校の下級生とい

はさういふ際にさういふ可能であり

はさういふ際にさういふ可能であり

はさういふ際にさういふ可能であり

條の四項に「車馬とは、牛馬及び諸車
をいふ。牛馬とは、云々」諸車とは、
高速度の制限」とありは、専用の自

らものは、御承知のように九萬三千な
のでありますが、これを増員すること
は種々事情がありましてなかく困難
なであります。従いまして交通だけ
でありませず、警察の諸般の事務、殊
に治安關係が非常に終戦後よくない
いう現状におきまして、この限られた
数の中の警察官を交通取締の方に相
當多數割すということは非常な困難が
あるのであります。併しながら交通警
察の重要性に鑑みまして、警視廳等に
おきましては、特に警視廳が一番問題
にたるのであります。終戦後相當の
努力を拂ひまして、警察事務を一部他
の方に移譲するとか何とかいうことを
機會ある毎に努力いたしまして、警視
廳でいいますと、現在本廳に二百名、
第一線に七百五十名の交通警察の専務
員がおるのであります。併しながら交
通取締に指導の徹底を期するため
には、尙全國的に見てもその数は十分で
ありません。おそれの際にもありますし
たように、今後警察制度の改革につい
ては相當研究しなければならぬと思
います。従いまして警察の取扱いま
すところの事務についても改善しま
ければならぬ點が相當あるのではない
かと思つております。その際には警
察官の總數の若干の増員ということも
行われるのではないかというふうにも
考えております。ただそういうふう
になりましたら、交通警察という點につ
きましては、やはりこれは道路上の事
故防止、交通の取締りという點は他
までも警察の責任であり、義務である
というふうには我々も考えますし、この
點につきましては關係方面も同様な考
えを持つておられますので、交通關係の
警察官の充實ということにつきまして

小学校児童並に中等学校の下級生とい
いますか、そういう者を対象として、
ばつと花火的に散るのではなしに、こ
の機會に始めて、その後ずつと恒
久的に交通の時間を設けて、教育を通
じて本當にやつて行きたい。地に着い
てやつて行きたいというふうにはこの法
の徹底の運動を考えているのでありま
す。

利かぬ曲り角であるとか、急坂路であ
るとかいろいろな場合には、その區域
に交通標識を用いまして、その區域内
の最高速度を制限するということが當
法考えておるところであります。

○小野哲君 この機會に私から四點に
ついて、政府に對して質問をいたした
と思います。

先づ第一は、この道路交通取締法案
は、提案の理由その他の御説明により
ますと、総合的に規定した。又統一的
な性格を持つておる。又中にはアメリ
カの交通統一法典等の趣旨をも取り
入れた。こういう御説明があつたのであ
りますが、今回我が國といたしましては
交通取締りに關する暫期的な法制を整
備されることと相成りますので、こ
れに伴つてこの交通取締法案の趣旨を
十分に具體化する必要があるであらう
かと思つております。終戦以來道路
交通の取締りにつきましては關係方面
の指針もありません。非常な交通秩序
の保持の上において効果が擧がつて來
たと見受けるのであります。この問
題は交通取締りに携つておられます警
察の數の問題でありまして、この種の
良い法律ができましてした場合において、
これを實行いたします上につきまして
も、十分な警察官を保有して置
く。警察官吏の努力に俟たなければな
らない點が非常に多からうと思つて
あります。従いまして政府はこの交通
取締法の趣旨に則つて、交通秩序の維
持或いは災害防止、危険防止をやら
るために、警察官の増員をお考えにな
つておられるかどうか。この點が第一
であります。

お考えになつておるか。これが第二で
ございませう。

次は先程申しましたように、暫期的
な道路交通取締りに關する法制を整備さ
れましてこの機會を捉えまして、この
法律の目的にもありますように、危険
防止その他に關しましての何らかの運
動を展開いたしまして、一層いい交通
秩序の状態を作り上げて行くという積
極的な努力が必要でありますし、又國
民の協力を得る所以ではないかと思つ
たのであります。この種國民的な運動
を展開する等の措置について、政府は
準備をされておられますかどうか。この
點を伺いたしたいと思います。

最後に、聞くところに依りますれば、
我が國の警察制度につきましては、
相當の改革があるやに何つておる
のであります。いま確定的にその内
容をお聞きするということはどうであ
らうかと存じますけれども、假りに將
來相當警察制度の上で改革があるもの
といたしました場合におきまして、こ
の道路交通取締法案との關係におきま
して、これが圓滑なる運用ができます
かどうか。この點についての政府のお
見通しをお聞き願へれば大変結構で
あると思つております。

以上四點についてお答え願ひたいと
思ひます。

○説明員(原文兵衛君) この法律がで
きますならば、その機會に交通秩序
の維持向上、交通道德の昂揚というよ
うな點につきまして一層努力を拂ひた
したいことにつきまして、實は十分
考えておるのであります。お尋ねの
最初の交通取締警察官の数を増員する
考えがあるかどうかということにつ
きましては、實は現在警察官の總數とい

らものは、御承知のように九萬三千な
のであります。これを増員すること
は種々事情がありましてなかく困難
なであります。従いまして交通だけ
でありませず、警察の諸般の事務、殊
に治安關係が非常に終戦後よくない
いう現状におきまして、この限られた
数の中の警察官を交通取締の方に相
當多數割すということは非常な困難が
あるのであります。併しながら交通警
察の重要性に鑑みまして、警視廳等に
おきましては、特に警視廳が一番問題
にたるのであります。終戦後相當の
努力を拂ひまして、警察事務を一部他
の方に移譲するとか何とかいうことを
機會ある毎に努力いたしまして、警視
廳でいいますと、現在本廳に二百名、
第一線に七百五十名の交通警察の専務
員がおるのであります。併しながら交
通取締に指導の徹底を期するため
には、尙全國的に見てもその数は十分で
ありません。おそれの際にもありますし
たように、今後警察制度の改革につい
ては相當研究しなければならぬと思
います。従いまして警察の取扱いま
すところの事務についても改善しま
ければならぬ點が相當あるのではない
かと思つております。その際には警
察官の總數の若干の増員ということも
行われるのではないかというふうにも
考えております。ただそういうふう
になりましたら、交通警察という點につ
きましては、やはりこれは道路上の事
故防止、交通の取締りという點は他
までも警察の責任であり、義務である
というふうには我々も考えますし、この
點につきましては關係方面も同様な考
えを持つておられますので、交通關係の
警察官の充實ということにつきまして

はそういう際におきまして可能であり
ますし、又は非やらないというふう
に考えておるのであります。

次に、この法案を實施するにつ
きまして費用について計置してあるか
というお話でありましたが、これは次
の法案を實施する場合の運動とい
は、國民的な交通道德の昂揚、或いは
交通規則の遵守というふうな運動を展
開することと關係して来るのであり
ます。この兩點を一つにしてお答えい
たしますので、只今實はこの法案が通
りまして施行になります際を期しまし
て、お話しにもありましたように、全
國的に交通規則の遵守、交通秩序の維
持、交通道德の昂揚というふうな點に
つきましての大きな國民的な運動を展
開したいというふうに考へまして著々
準備中であります。これは勿論いろ
いろな方法もありますので、有らゆる
機會を利用し、有らゆる方法を講じた
と思つております。特に今度この
運動を展開するに當りまして、重點
を置こうと思つておられますのは、小
学校の教育の時間、これはもう殆んど
正課にして、交通教育というふうな時
間を是非設けて貰ひ、小学校の児童に
全部この法律から授けられた簡易な
圖解入りのやうな交通規則、交通讀本
といひますか、そういうやうなものを
配付して、これを教科書として交通教
育を施す。又それによりまして児童を
通じて家庭への交通規則の徹底とい
うことを期したい。これをまあ重點と
いたしまして、この外設置によること
の宣傳指導でありますとか、或いはボ
スター、その外交通に關するいろ
んな展覽會、その他の催しというふう
なことも考へておられますが、一番重點は

小学校児童並に中等学校の下級生とい
いますか、そういう者を対象として、
ばつと花火的に散るのではなしに、こ
の機會に始めて、その後ずつと恒
久的に交通の時間を設けて、教育を通
じて本當にやつて行きたい。地に着い
てやつて行きたいというふうにはこの法
の徹底の運動を考えているのでありま
す。

それから第二は、この法律案を施行
されまして、どの程度の経費を

はそういう際におきまして可能であり
ますし、又は非やらないというふう
に考えておるのであります。

次に、この法案を實施するにつ
きまして費用について計置してあるか
というお話でありましたが、これは次
の法案を實施する場合の運動とい
は、國民的な交通道德の昂揚、或いは
交通規則の遵守というふうな運動を展
開することと關係して来るのであり
ます。この兩點を一つにしてお答えい
たしますので、只今實はこの法案が通
りまして施行になります際を期しまし
て、お話しにもありましたように、全
國的に交通規則の遵守、交通秩序の維
持、交通道德の昂揚というふうな點に
つきましての大きな國民的な運動を展
開したいというふうに考へまして著々
準備中であります。これは勿論いろ
いろな方法もありますので、有らゆる
機會を利用し、有らゆる方法を講じた
と思つております。特に今度この
運動を展開するに當りまして、重點
を置こうと思つておられますのは、小
学校の教育の時間、これはもう殆んど
正課にして、交通教育というふうな時
間を是非設けて貰ひ、小学校の児童に
全部この法律から授けられた簡易な
圖解入りのやうな交通規則、交通讀本
といひますか、そういうやうなものを
配付して、これを教科書として交通教
育を施す。又それによりまして児童を
通じて家庭への交通規則の徹底とい
うことを期したい。これをまあ重點と
いたしまして、この外設置によること
の宣傳指導でありますとか、或いはボ
スター、その外交通に關するいろ
んな展覽會、その他の催しというふう
なことも考へておられますが、一番重點は

それから最後の警察制度の改革につ
きましてこの法律とどういふやうな關
係になるかという點につきましては、
交通取締り、交通事故防止のための交
通取締り、いわゆる交通警察というこ
とが警察の責任であり義務である。そ
れは假りに現在の警察制度がどう改革
されまして、交通につきましては當
然どこでも同一に取締りをし、同一
な規則によつて取締らなければなら
ないものであります。そういう場合に
おきまして全國的に、又は綜合的であ
り、統一である法律というものがない
かと思ひますが、假りに警察制度が變
更されまして、交通警察につきまし
てはむしろ従来より一層重要視されて
運用されるのではないかというふうに

私は考へておる次第であります。

○小野哲君 只今の政府委員のお答えによりまして、大體この道路交通取締法案が實施されました場合に於いての政府の御措置の内容を伺つたのであります。この法律案を施行するに於いて直接の經費はあつたのか、この點のお答えを願ひたいと思ひます。

それから又、警察官の増員については、將來警察制度改革の時期に考慮されるように御努力をされておられるように伺つておりましたが、單に交通警察官ばかりではないと思ひますが、治安維持のためには警察官の増員をして行かなければならないと思ひます。

○委員長(吉川末次郎君) ちよつと速記を止めて……

○委員長(吉川末次郎君) ちよつと速記を止めて……

といふことを考へておつたのであつた。

それから字句について一つだけ、第九條の取締りの中で事故を起したときの免許の取消しですが、「同種」といふことが書いてありますが、その「同種」は自動車の種類というふうに解すべきであるか、自動車の種類でも幾通りもありまして、自家用或いは營業用、それから又特殊自動車というふうなものがあるのですが、これに對して一つ教へて頂きたい。

それから免許證は都道府縣において發行するわけでありまして、この免許證の融通範圍はどういう場合に、自動車取締令の申にあるのであります。徹底されますとどういふことになるかといふことをお伺ひしたいと思ひます。

○委員長(吉川末次郎君) ちよつと速記を止めて……

○委員長(吉川末次郎君) ちよつと速記を止めて……

るな實情がございまして、私の方で以て一律にそれがいいということに、確かにお話しのような非常に和やかな良い點もあるものであります。

○委員長(吉川末次郎君) ちよつと速記を止めて……

○委員長(吉川末次郎君) ちよつと速記を止めて……

○委員長(吉川末次郎君) ちよつと速記を止めて……

○委員長(吉川末次郎君) ちよつと速記を止めて……

是非必要であるといふことは、これは私から申上げるまでもないのであります。

○委員長(吉川末次郎君) ちよつと速記を止めて……

○委員長(吉川末次郎君) ちよつと速記を止めて……

○委員長(吉川末次郎君) ちよつと速記を止めて……

○委員長(吉川末次郎君) ちよつと速記を止めて……

究もし對策も講ずる必要があるのではないかと。先程の増員は勿論是非必要であります。

○委員長(吉川末次郎君) ちよつと速記を止めて……

○委員長(吉川末次郎君) ちよつと速記を止めて……

○委員長(吉川末次郎君) ちよつと速記を止めて……

○委員長(吉川末次郎君) ちよつと速記を止めて……

りましては、他の準備、そのうら
ことまでしなければならぬが、
十分政府としては一月一日からできる

○説明員(原文兵衛) これはやはり
婦人警察官の採用につきましては、
警視廳なり、各府縣の警察部のいるい

て、私はお話を承りたいと存するので
あります。

○委員(吉川末次郎君) それではこ
れより採決したいといたしたいと思
います。法案は、先に申しました通
り、衆議院の修正を得ました道路交通
取締法案であります。本法案を原案通
り可決することに御賛成の方々は御起
立を望みます。

に意欲いたしておりましては、し
て、特別の手当を支給するといふ
なことを特に考へねばならぬといふ
につきましては、私共もそう考へるの
であります。それはまあ交通警察と
いうことだけに限りません。普通の刑
事警察等につきましても、相當そら
いた面でも優遇をたしませんと、自然
率を上げて活動するといふこともで
きないのであります。これはもう警
察の能率を維持する治安維持といふ
點から、警察官に對する特別の
制度といふものにつきましては、これ
も前々から絶えず考へておる。これ
をいたしておるのであります。下
も、何しろ御承知のような財政の
であり、一般の政府全體の職員に
の問題に關しては、とてそれが
思ふように行かない、先ず一應の俸給
のみにつきまして、或る程度安定的な
状態に達した上で、そういう手當の
を研究するといふことになつておるの
であります。いつまで経ちまして
も、本來の俸給そのものが常に職員
一般につきまして不安であり、動搖して
おるといふふうな状況で、そういう具
體的な警察官の或る種の勤務者に對し
まする手當といふふうな問題にまでな
かなか思ふよう問題が進んで行かん
のであります。こういう點につきま
しても、甚だ遺憾に考へておるのであり
ますが、現状はそういうふうな状況で
あります。それは新しい制度に
切替つて参りますといふふうな時期に
おきましては、そういう面につきま
しても何らか思切つた改革がいたされま
せん。ただ従つて制度のみ變更しまし
て著しく警察の機能といふものが低下

○委員(吉川末次郎君) それではこ
れより採決したいといたしたいと思
います。法案は、先に申しました通
り、衆議院の修正を得ました道路交通
取締法案であります。本法案を原案通
り可決することに御賛成の方々は御起
立を望みます。

○委員(吉川末次郎君) それではこ
れより採決したいといたしたいと思
います。法案は、先に申しました通
り、衆議院の修正を得ました道路交通
取締法案であります。本法案を原案通
り可決することに御賛成の方々は御起
立を望みます。

○委員(吉川末次郎君) それではこ
れより採決したいといたしたいと思
います。法案は、先に申しました通
り、衆議院の修正を得ました道路交通
取締法案であります。本法案を原案通
り可決することに御賛成の方々は御起
立を望みます。

を弄すといふふうなことにあります
とを非常に心配いたしておるのであり
ますが、これにつきましてもいろいろ
悲觀的に考へられることばかり多いの
であります。只今お話の問題は是非
そうありたい、又そうでなければ治安
維持は困難であり、能率ある警察活動
は必ずかしいと思つておる。その
なかつ、思ふよう参りませんが、そ
ういふ状況であります。甚だ申譯ない
次第であります。そういう状態に
相成つておるといふことで、一つ御了
承を頂きたいと思つておる。

○委員(吉川末次郎君) それではこ
れより採決したいといたしたいと思
います。法案は、先に申しました通
り、衆議院の修正を得ました道路交通
取締法案であります。本法案を原案通
り可決することに御賛成の方々は御起
立を望みます。

○委員(吉川末次郎君) それではこ
れより採決したいといたしたいと思
います。法案は、先に申しました通
り、衆議院の修正を得ました道路交通
取締法案であります。本法案を原案通
り可決することに御賛成の方々は御起
立を望みます。

○委員(吉川末次郎君) それではこ
れより採決したいといたしたいと思
います。法案は、先に申しました通
り、衆議院の修正を得ました道路交通
取締法案であります。本法案を原案通
り可決することに御賛成の方々は御起
立を望みます。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質疑
はございませんか。

署名を順次願つております間に次の議事に入りたいと思つたのであります。御承知のようによりの懇談会で御相談いたしました結果、地方財政及び地方行政の調整に關しまして、地方機構の設置の可否、及びこれに必要な法令の立案をするために調査の必要があるだろうといふことになつたのであります。つきましては参議院規則の第三十四條第二項によりまして、議長に對しましてこの地方財政及び地方行政に關する調査承認の要求をしなければならぬのであります。それで右のような要求をいたしたいと思つたのであります。御異議ございませんでしやうか。ちよつと速記を止めて……。

〔速記中止〕
○委員長(吉川末次郎君) それでは速記を始めます。それでは豫め右のような小委員を設けますことに御異議ございませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めます。尙右の調査承認要求書の作製等につきましては、委員長に御一任願いたいと思つたが、よろしくございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めます。
○岡本愛祐君 動議を提出いたしました。
○委員長(吉川末次郎君) 岡本委員から動議がありました。御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めます。
○岡本愛祐君 小委員の員数は九名と

せられまして、その選定については委員長の御指名を頂くことの動議を提出いたします。
○委員長(吉川末次郎君) 岡本委員の御動議がありました。小委員は委員長長において指名せよといふこととございしますが、御異議ございませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(吉川末次郎君) それでは小委員を指名いたします。
鈴木 直人君、小野 哲君、岡本 愛祐君、中井 光次君、岡田喜久治君、黒川 武雄君、羽生 三七君、阿竹齊次郎君、吉川末次郎君、
全員九名であります。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めます。尙小委員は本調査に關する議長の御承認があつたときに確定するものでありまして、その以後に御活動を願うといふことに法規上なつておりますので、どうぞ御了承願いたいと思つたが、尙引續いて懇談會の形で右の問題に對する意見の交換をいたしたいと思つております。もう時間がないようでありまして、委員會は今日はこれくらいで散會することにいたします。
午前十一時五十二分散會
出席者は左の通り。
委員長 吉川末次郎君
理事 中井 光次君
委員 羽生 三七君、奥 主一郎君、大隅 憲二君

十月四日本委員会に左の事件を付託された。
一、特別市制施行反對に關する陳情(第三百六十六號)
一、特別市制實施に關する陳情(第三百七十三號)
一、特別市制施行反對に關する陳情(第三百七十四號)
一、町内、部落會廢止後の措置に關する陳情(第三百八十六號)
一、特別市制施行反對に關する陳情(第三百九十六號)

政府委員
内務事務官(警保局長) 久山 秀雄君
内務事務官(公 原 文兵衛君
安第二課長)
説明員
草葉 隆圓君、黒川 武雄君、岡田喜久治君、岡本 愛祐君、岡元 義人君、小野 哲君、駒井 藤平君、阿竹齊次郎君、
久山 秀雄君

この陳情の趣旨は、陳第三百十三號と同じである。
〔陳第三百七十四號〕昭和二十二年九月十六日受理
特別市制施行反對に關する陳情
兵庫郡武庫郡魚崎町長 山路久
治郎外四百名(外四件)
この陳情の趣旨は、陳第三百三十七號と同じである。
〔陳第三百八十六號〕昭和二十二年九月十八日受理
町内、部落會廢止後の措置に關する陳情
兵庫郡多紀郡篠山町長 藤本善吉外十八名
この陳情の趣旨は、陳第三百三十七號と同じである。
〔陳第三百九十六號〕昭和二十二年九月十九日受理
特別市制施行反對に關する陳情
大阪府三島郡富田町長 星野重顯外三百五十九名(外五十六件)